

慢性病看護学分野（大学院のがん看護学分野） 教授又は准教授の公募について

このたび公立大学法人神戸市看護大学では、専任教員を公募することとなりましたので、下記の要領をご参照のうえ、ご応募ください。

記

1. 職名・募集人員等

(1) 職 名 教 授 又は 准教授

(2) 募集人員 1 名

(3) 所 属 療養生活看護学領域（慢性病看護学分野）

(4) 主な担当予定科目 （看護学部）

がん看護論、研究演習、その他に慢性病看護学分野の教員が担当する実習・演習等の科目。

（大学院博士前期課程）

がん看護学分野における研究コースならびに CNS コース関連科目（ただし、CNS コースの科目は更新申請中のため現在の科目名称およびシラバス内容から変更予定）。課題研究、特別研究

（大学院博士後期課程）

がん看護学特論（教授の場合のみ）、看護学特別研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ

*上記以外にも、教育・研究の専門性に応じた該当科目を担当していただくことがあります。

(5) 職務内容 上記の科目担当の他、大学の専任教員として委員会業務等の大学運営に関する職務を担当していただきます。

2. 応募資格

次の（１）から（４）の各号すべての要件を満たすこと。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む）を有する者、又はそれと同等の教育研究の能力を有すると認められる者。
- (2) 看護基礎教育機関においてがん看護に関する教育・研究経験が５年以上ある者。
- (3) 看護師免許を有する者。
- (4) 地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に準ずる項目に該当しない者（詳細はお問い合わせください）。

3. 求める教員像

- (1) 公立大学法人としての本学の設立目的や教育理念、教育目標、将来ビジョンを理解し共感するとともに、それらを踏まえて自らの役割を自覚し明確なビジョンを持つ人
- (2) 本学のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを理解し、それに沿った教育を実践する能力を持つ人
- (3) 学問に真摯に向き合い、自律して教育及び研究を遂行するために、常に自らの教育研究能力の開発と向上に取り組む人
- (4) 人間性が豊かで、学生及び教職員と適切なコミュニケーションをとることができる人

- (5) 高い倫理観を備え、大学組織の一員であることを自覚して、本学の社会貢献に参画する意欲と能力を持つとともに、大学運営に積極的に関わる意志がある人

4. 待遇

- (1) 給 与：職務と経歴に応じて、本学の規程に基づき決定致します。
(概算年収：教授 700～1000 万円、准教授 600 万円～850 万円)
この他、給与規程に基づき通勤手当、扶養手当、住居手当等の諸手当の支給があります。
- (2) 研 究 費：職位に応じた研究費を支給します。
- (3) 共 済：公立学校共済組合に加入します。
- (4) 雇用形態：常勤（任期なし）。専門業務型裁量労働制。当法人の就業規則に基づいた勤務形態とします。なお就任後 6 ヶ月間は試用期間となります。
- (5) 定 年：65 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日に退職となります。

5. 採用予定日：2026 年 4 月 1 日

6. 提出書類

- (1) 履歴書（様式 1）
(2) 教育研究業績等概要（様式 2）
(3) 業績目録（様式 3）
(4) 推薦状（様式 4）
(5) 大学院の修了証明書又は学位記の写し
(6) 主要論文または著書の別刷（コピー可）（10 編を各 1 部）
(7) 看護師免許の写し

（注 1）提出書類の作成にあたっては、別紙「提出書類の記入について」をご参照ください。

（注 2）提出書類の様式については、当法人ホームページ（<http://www.kobe-ccn.ac.jp>）から入手できます。

（注 3）提出書類作成にあたっては、年号の記載はすべて西暦年で統一してください。

（注 4）提出いただいた書類は本学にて責任をもって廃棄します。なお、提出された書類に記載された個人情報は、この選考に関してのみ使用します。

7. 応募締切：2025 年 10 月 16 日（木） ※必着でお願いします。

8. 書類提出先

〒651-2103 神戸市西区学園西町 3 丁目 4 番地

公立大学法人神戸市看護大学法人本部経営管理課 TEL 078-794-8080（代）
（封筒に「教員応募書類在中」と朱書きして下さい。）

9. 選考方法

提出書類に基づき書類審査を行い、必要に応じて面接を行います。

選考結果については、2025 年 11 月下旬頃にご本人宛に通知します。

10. 問い合わせ先

内容等についての問い合わせは、上記 8 の書類提出先までお願いします。